

## 【背景】

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から「工事費内訳書」において積算数量を公開してきたが、営繕工事において「工事費内訳書」の数量はあくまで参考であり、契約後の取扱いについて明確な位置付けがなかった。

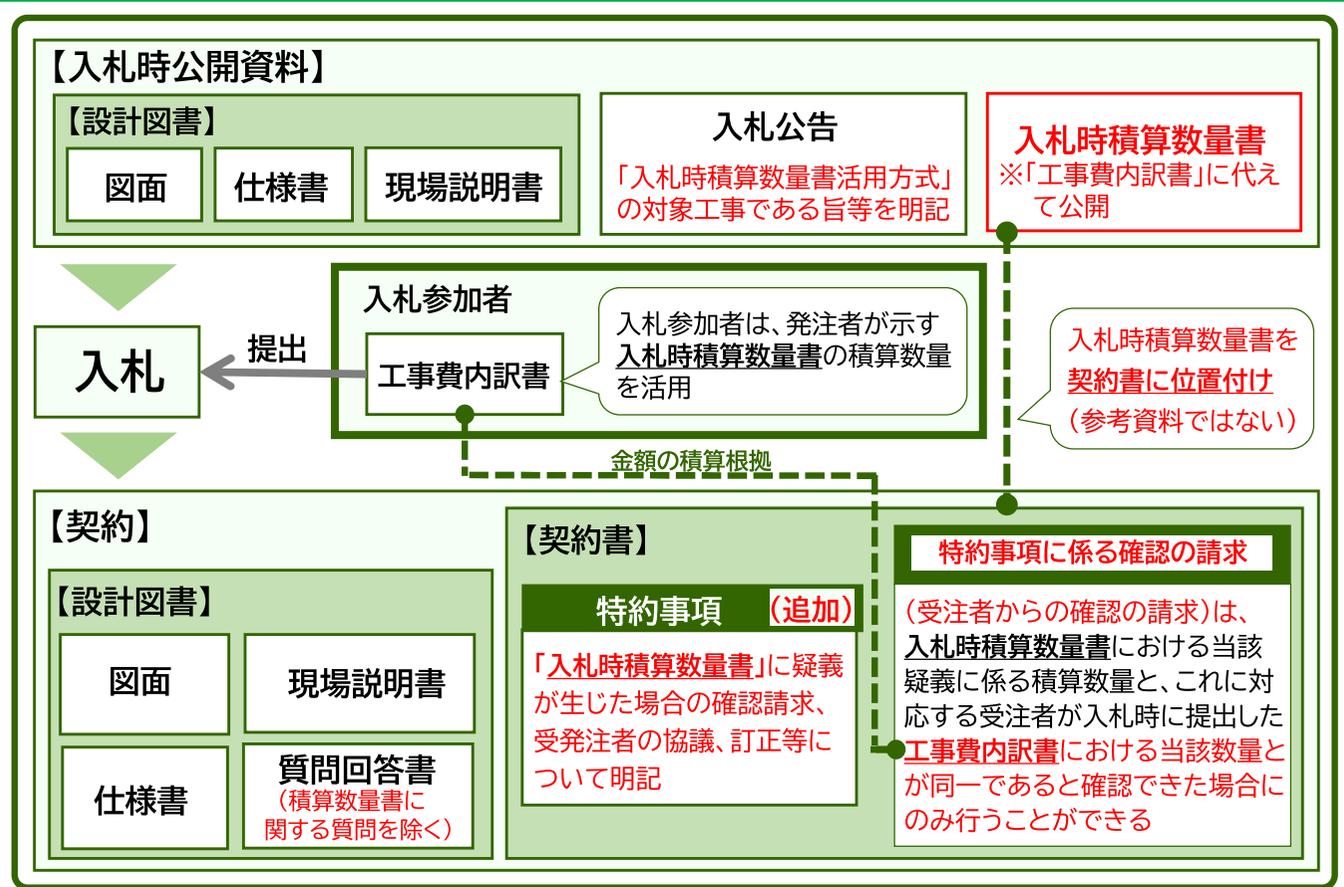
## 【概要】

- 入札参加者は発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」を活用
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正して請負代金額を変更することを**契約事項**とする。
- 入札時の提出書類は従来通り変更なし。

(令和8年4月1日公告～)

福井県土木部が発注する営繕工事では入札公告、現場説明書に対象工事※である旨を明示したもの

※発注者が指定する工事に適用



## ○入札時積算数量書の位置付け

- (1)入札時積算数量書は、入札公告の添付資料であって設計図書ではないことから、数量自身の施工(履行)を求める意味での「契約数量」ではない。
- (2)入札時積算数量書の数量は、工事請負契約書(特約事項)に基づく確認請求、協議、請負代金の変更を行う場合の協議の基となる。
- (3)入札参加者は、入札時積算数量書に疑義がある場合、入札公告の質問受付期間中に質問することができるが、質問に対する回答は、工事請負契約約款第1条における「設計図書」には該当しない。
- (4)入札参加者が、入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出しても、その入札を無効としない。(従来通り変更なし)
- (5)入札参加者が独自に盛り込んだ数量や項目について、協議および請負代金の変更をすることはできない。

## ○契約後に協議等ができる条件

以下、①～⑤のすべてを満たす場合

- ①協議対象項目の数量が、受注者が入札時に提出する工事費内訳書の数量と、発注者が示す入札時積算数量書の数量が同じである
- ②協議対象項目の工事が完了していない
- ③解体工事以外の数量である ※1
- ④入札時積算数量書の数量が、一式表示となっていない
- ⑤協議対象項目の数量が、国交省官庁営繕部が定める「積算基準※2」に基づき積算した数量で、当該数量の積算根拠がある

※1 解体工事は、積算基準から除外されているため、協議対象外。  
ただし、施工条件の変更が伴う場合は、設計変更の対象とすることが可能。(従来通り)

※2 公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準

# 入札時積算数量書活用方式(協議フロー)

